

労働基準法違反の疑いで書類送検

～1か月分の賃金不払いの疑い～

名古屋北労働基準監督署（署長 橋本 享）は、令和8年3月12日、下記の被疑者を労働基準法違反の疑いで名古屋区検察庁に書類送検した。

記

1. 被疑者

RB 合同会社ほか1名

（所在地：愛知県名古屋市中区錦 事業内容：映像制作業）

2. 被疑条文

労働基準法第24条（賃金の支払）

労働基準法第120条第1号（罰則）

労働基準法第121条第1項（両罰規定）

3. 被疑内容

労働基準法では、労働者に対し、毎月一回以上、一定の期日を定めて賃金の全額を支払わなければならないことが規定されているが、被疑者は、労働者1名に対する令和6年11月分の賃金250,000円を、所定支払日に支払わなかった疑いがあるもの。

4. 関係法条文

○労働基準法（昭和22年4月7日法律49号）

（賃金の支払）

第24条 賃金は、通貨で、直接労働者に、その全額を支払わなければならない。ただし、法令若しくは労働協約に別段の定めがある場合又は厚生労働省令で定める賃金について確実な支払の方法で厚生労働省令で定めるものによる場合においては、通貨以外のもので支払い、また、法令に別段の定めがある場合又は当該事業場の労働者の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がないときは労働者の過半数を代表する者との書面による協定がある場合においては、賃金の一部を控除して支払うことができる。

2 賃金は、毎月一回以上、一定の期日を定めて支払わなければならない。ただし、臨時に支払われる賃金、賞与その他これに準ずるもので厚生労働省令で定める賃金（第89条において「臨時の賃金等」という。）については、この限りでない。

(罰則)

第120条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

一 第14条、第15条第1項若しくは第3項、第18条第7項、第22条第1項から第3項まで、第23条から第27条まで、第32条の2第2項(第32条の3第4項、第32条の4第4項及び第32条の5第3項において準用する場合を含む。)、第32条の5第2項、第33条第1項ただし書、第38条の2第3項(第38条の3第2項において準用する場合を含む。)、第39条第7項、第57条から第59条まで、第64条、第68条、第89条、第90条第1項、第91条、第95条第1項若しくは第2項、第96条の2第1項、第105条(第100条第3項において準用する場合を含む。)又は第106条から第109条までの規定に違反した者

(第2号～第5号 略)

(両罰規定)

第121条 この法律の違反行為をした者が、当該事業の労働者に関する事項について、事業主のために行為した代理人、使用人その他の従業者である場合においては、事業主に対しても各本条の罰金刑を科する。ただし、事業主(事業主が法人である場合においてはその代表者、事業主が営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者又は成年被後見人である場合においてはその法定代理人(法定代理人が法人であるときは、その代表者)を事業主とする。次項において同じ。)が違反の防止に必要な措置をした場合においては、この限りでない。

(第2項 略)